

ネットオークション出品代行契約書

第1条 (目的)

この契約書はネットオークション出品代行契約において、売主と当社との間で契約の締結に際して遵守すべき事項を明らかにすることを目的とする。

第2条 (車両状況の申告)

売主は契約車両の使用状況、経歴、品質、瑕疵の有無及び程度を、当社に対して誠実に申告しなければならない。虚偽の申告により買主からクレームが発生した場合、売主は買主からの値引きや返金要求に応じなければならない。

第3条 (売買契約書の締結及び車両代の支払い)

1.現金と引換えによる車両引渡しの場合(当社立会いによる引き渡しはしないものとする)

売買契約書は当社が作成し買主に郵送するものとする。買主は署名捺印後車両引き渡し時に持参し売主が署名捺印する事で3者による売買契約書締結とする。

売主、当社、買主の3者で契約締結後、売主は直接買主から車両代を受取り3営業日以内に当社が指定した口座へ下記出品代行手数料とヤフーオークション手数料の合計金額を入金するものとする。その際の振込手数料は売主が負担する。

2.銀行振込みによる車両引渡しの場合

売買契約書は当社が作成し売主に郵送するものとする。売主は署名捺印後買主に転送し買主が署名捺印する事で3者による売買契約書締結とする。

買主より当社の指定する銀行口座に入金確認後、当社は売主の指定した口座へ下記出品代行手数料とヤフーオークション手数料を差し引きした金額を支払うものとする。その際の振込手数料は当社が負担する。売主は入金確認後契約車両の引渡しを行うものとする。

第4条 (代行出品手数料)

1.売買金額の合計が80,000円以下・・・売買合計金額の5.4%

2.売買金額の合計が80,000円以上～250,000円以下の場合・・・基本料32,400円+減約手数料10,800円

3.売買金額の合計が250,000円以上～1,000,000円以下の場合・・・基本料32,400円+減約手数料4.32%

4.仲介事務手数料・・・10,800円(買主のみ請求)

第5条 (ネットオークション出品・落札料)

以下のネットオークションに出品した場合、当社は売主に対して出品・落札手数料を別途請求できるものとする。

1.ヤフーオークション

出品料 3,500円(出品料2,940円+注目のオークション込)

但し、2回は出品料無料とする。3回目以降出品料3,500円を請求できるものとする。

又、いかなる理由(落札者都合によるキャンセル)においても3回目より3,500円を請求できるものとする。

落札料 2,940円

第6条 (車両販売期間)

車両販売期間は1ヶ月または出品回数2回とする。

当該車両は、契約後必ずしも販売期間内に売買が成立するわけではありませぬので、売買が成立しないまま販売期間が経過した場合は、売買価格を再設定するなどして販売期間を延長する。但し最長で出品回数5回までとする。

出品回数5回で売れなかった場合はかかった出品料を一旦精算後、再び再出品可能とする。

一旦精算の場合は出品料無料は適応外とする。

キャンセルするという方法を選択することができるものとする。

但し、キャンセルの場合は両者話し合いによる決定とする。

キャンセルの場合、当社は売主に対してヤフーオークション出品料を出品回数に応じて請求できるものとする。

キャンセルの場合は出品料無料は適応外とする。

第7条 (キャンセル・違約金)

契約締結後、販売期間内または出品回数2回以内での一方的なキャンセルや購入希望者の購入の意思確認ができた後、(オークション落札後)に何らかの事情(事故・故障を含む)でキャンセルする場合、当社は違約金として売主に対して5万円+ヤフーオークション出品料を請求できるものとする。

第8条 (報告事項)

契約後、車両状況に変化があった場合(故障・事故・傷など)は速やかに当社まで連絡するものとする。

第9条 (書類)

売買が決まりましたら売主は所定の必要書類を一週間以内に用意するものとする。

第10条 (瑕疵責任)

売買成立後、売主は車両の瑕疵に対して責任を負う必要はありません。但し、虚偽申告、申告義務のある重大な瑕疵が未申告だった場合や隠ぺい工作が発覚し買主からクレームが発生した場合は値引きや返金要求に応じなければならない。

平成 年 月 日

くるま出品代行.com

【仲介業者】

オートトレードジャパン

〒547-0004 大阪市平野区加美鞍作2-2-6-201

TEL 06-7896-3072 FAX 06-7896-3073



売主
氏名

印

住所 〒

連絡先